# 答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

#### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対し、令和3年1月4日付けの生活保護廃止通知書 (以下「本件処分通知書」という。)で行った、廃止する時期を令和2年11月1日とする保護廃止決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

令和3年1月4日、○○市に住居していたにも係わらず保護を受け付けてもらえなかった。

請求人が請求しているのは、拘留中に保護が停止になったことではなく、マンスリーマンションに滞在し、契約が終わった時に、〇〇のマンションに仕方なく戻り住んでいたのにも関わらず、再度、生活保護の申請を窓口に相談に行った際申請を出しても受けられない可能性の方が高いと、窓口で対応された方に言われたので、出す事すらもやめるに至り、その際の精神的苦痛、病気(統合失調症)の悪化で引きこもってしまったこと。

結果、婚約者に敷金礼金をお借りして、〇〇区に引越し、〇〇区にて生活保護の申請をするに至りましたので、その立て替えていただいた敷金礼金の返済を保証して欲しいと申しているのです。

留置から出てきて、精神的、経済的にも不安の中、生活保護まで受けられないと言われた絶望的な状況での精神的苦痛はどれだけのものか想像つきますでしょうか?

こちらがどれだけ更生し、又、独り立ちをできるように努力してい こうとしてもそれを拒むのが行政の仕事なのでしょうか?

逮捕・勾留中の停止は納得しております。

ですが執行猶予で出てきたのです。もう再開はできないと〇〇市福祉課の方がおっしゃったことは、どういう観点からなのでしょうか?

現に今は○○区で、生活保護を受けながら生活しています。

おかげさまで、個人事業主として働き始めています。

○○市に対する、その時の精神的苦痛、病気の悪化に対する慰謝料及び、○○区への引越しの際にかかった敷金礼金他、引越し資金の返金請求を願います。

## 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定 を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年 8月31日	諮問
令和3年10月 8日	審議(第60回第2部会)
令和3年11月 5日	審議(第61回第2部会)

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、 以下のように判断する。

#### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の基準及び程度

法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準(保護基準)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとされ、同条2項によれば、前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならないとされている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第7・1によれば、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するもの」とされている。

### (2) 保護の停止及び廃止

ア 法26条前段によれば、保護の実施機関は、被保護者が保護を 必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決 定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない とされている。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問(第10の12)答2によれば、保護の停止又は廃止は、保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行う

ことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間にかかる 保護の費用について、法63条又は法78条の規定により費用を 徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行うこ ととしている。

- イ そして、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日 付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」と いう。)問7-15(答)によれば、被保護者が被疑者として警 察署に留置、拘束された場合は、刑事行政の一環として措置され るべきものであることから、最低生活費の計上は必要ないとされ ている。
- ウ これを踏まえて、「生活保護運用事例集 2017年版」(東京 都福祉保健局生活福祉部保護課発行。以下「事例集」という。) 問8-29(答)は、被保護者が警察署に留置された場合、留置 の日の翌日付けで全ての最低生活費の計上を停止し、その後、被 保護者に係る公訴が提起された場合は、保護を廃止の取扱いをす るとされている。
- エ なお、次官通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

さらに、事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行する に当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められ る。

## 2 本件処分について

これを本件についてみると、「保護を要しなくなった日の属する月」は令和2年9月(逮捕された月)であり、同月は、起訴に基づき保護の廃止を決定する令和3年1月(4日)の3か月以前に当たることから、処分庁は、保護の廃止時期を、本件処分を行う令和3年1月の

前々月の初日に当たる令和2年11月1日付けとする本件処分を行い、過支給となる同月分の保護費(41,297円)の返金を求めることとしたことが認められる。

よって、本件処分は、上記1・(2)の法、課長通知、問答集及び事例集の取扱いに従った適正なものといえ、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、行政不服審査法における審査の対象は、行政庁の処分の 違法・不当性の有無であるところ(同法1条1項参照)、本件審査 請求は、保護廃止を内容とする本件処分を対象とするものであるか ら、処分庁による窓口対応への不服や〇〇市に対する慰謝料や〇〇 区内への引越費用相当の支払を求めることを旨とした請求人の主張 をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

そして、本件処分が法令に則った、適正なものであることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来